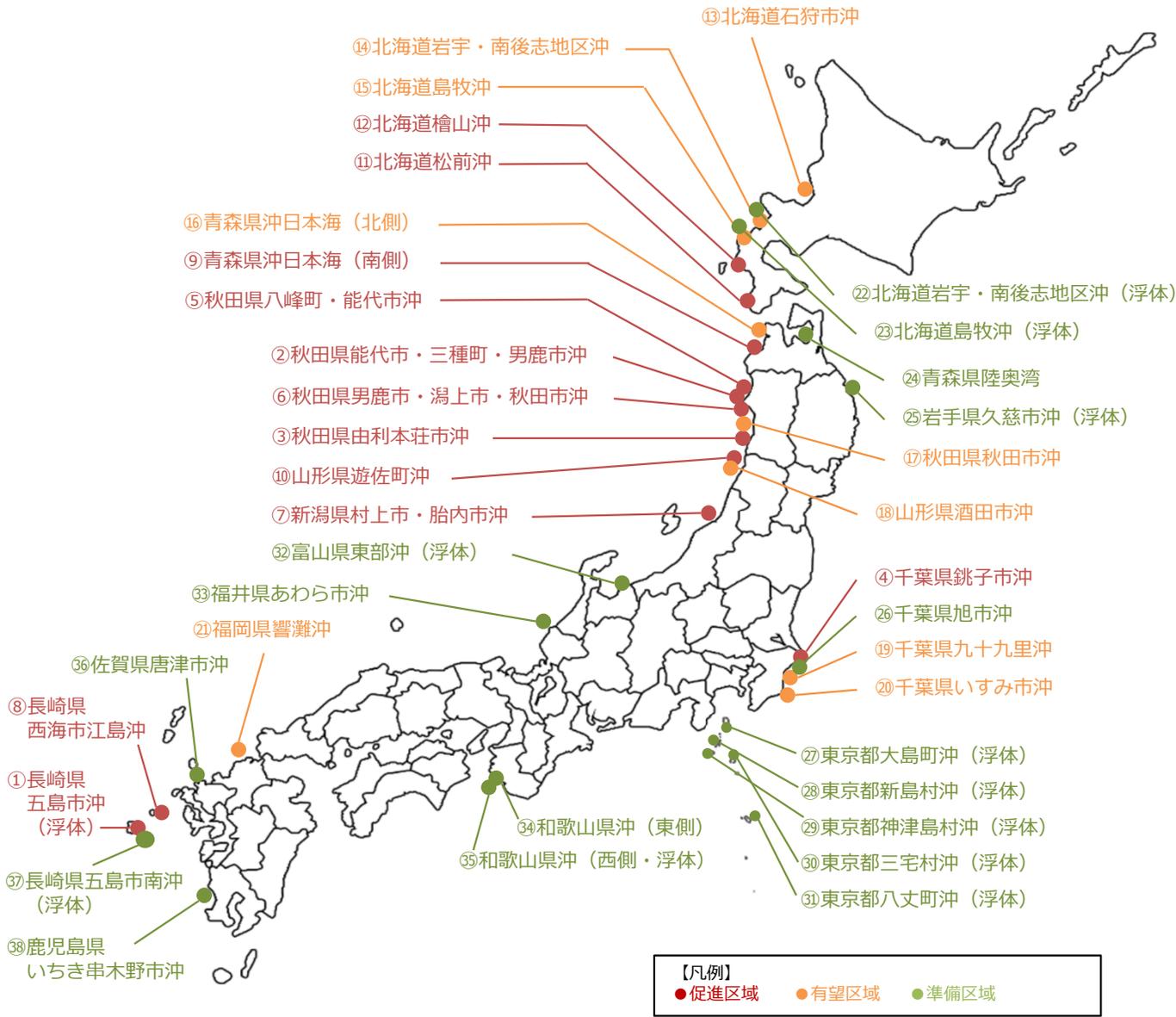


促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和7年10月3日時点)

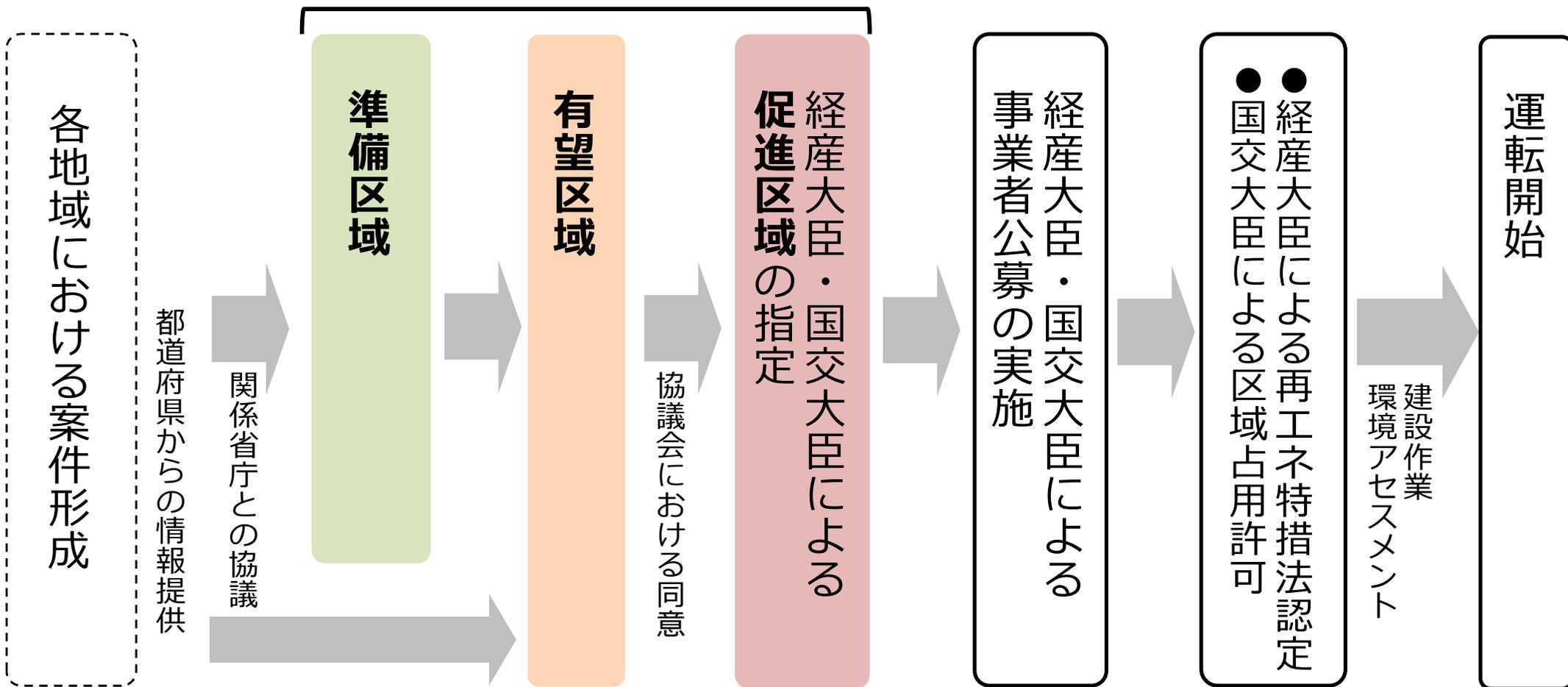


区域名	万kW※	事業者選定済
①長崎県五島市沖 (浮体)	1.7	●
②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	41.5	
③秋田県由利本荘市沖	73.0	
④千葉県銚子市沖	37.0	
⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5	
⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5	
⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4	
⑧長崎県西海市江島沖	42.0	
⑨青森県沖日本海 (南側)	61.5	
⑩山形県遊佐町沖	45.0	
⑪北海道松前沖	25~32	
⑫北海道檜山沖	91~114	●
⑬北海道石狩市沖	91~114	
⑭北海道岩宇・南後志地区沖	56~71	
⑮北海道島牧沖	44~56	
⑯青森県沖日本海 (北側)	30	
⑰秋田県秋田市沖	37	
⑱山形県酒田市沖	50	
⑲千葉県九十九里沖	40	
⑳千葉県いすみ市沖	41	
㉑福岡県響灘沖	48	
⑳東京都八丈町沖 (浮体)		●
㉒富山県東部沖 (浮体)		
㉓福井県あわら市沖		
㉔和歌山県沖 (東側)		
㉕和歌山県沖 (西側・浮体)		
㉖佐賀県唐津市沖		
㉗長崎県五島市南沖 (浮体)		
㉘鹿児島県いちき串木野市沖		
㉙東京都大島町沖 (浮体)		
㉚東京都新島村沖 (浮体)		
㉛東京都神津島村沖 (浮体)		
㉜東京都三宅村沖 (浮体)		
㉝東京都三宅村沖 (浮体)		

※容量の記載について、事業者選定済の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量。それ以外は、事業者が確保している系統接続の最大受電電力、または系統確保スキームで算定した当該区域において想定する最大出力規模であり、区域の調整状況に応じて変動しうるもの。

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論